

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請に係る添付書類チェックリスト

別紙5

根拠条文(規則第7条)	添付書類	チェック欄
一 サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図	○付近見取図(サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示)	
二 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設のそれぞれの敷地内における位置を表示した図面	○配置図(縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者居宅生活支援施設(敷地内・隣接地)の位置を表示)	
三 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図	○各階平面図※(縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示。また、状況把握等サービス提供者の常駐場所を明示。)	
四 サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類	○参考 別紙2①又は別紙2②のチェックリスト ○各階の平面詳細図等(別紙2①又は別紙2②のチェックリストの内容がわかるもので、開口幅、段差、階段寸法、手摺位置・高さ等を記載)	
五 入居契約に係る約款	○賃貸借契約書等(サービスの提供に係る契約書等を含む。)(国が示した参考とすべき入居契約書(注1)を使用することが望ましい。)	
六 サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、委託契約に係る書類	該当する場合 ○委託契約書の写し	
七 法第7条第1項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類	該当する場合 ○保証委託契約書の写し、保証保険契約書の写し、信託契約書の写し等	
八 その他市長が必要と認める書類		
(1)入居契約が登録基準に適合しているか否かを確認するチェックリスト	○参考 別紙4	
(2)状況把握等サービス提供者が資格を有すること証する書類	○資格証の写し等	
(3)25平方メートル未満の住戸を登録する場合には、居間、食堂、台所等の部分が共同して利用するため十分な面積を有することを説明する書類	○参考様式	
(4)サービス付き高齢者向け住宅事業の登録申請に係る添付書類チェックリスト	該当する場合 ○参考 別紙5(本紙)	
(5)老人福祉法第29条に規定する「有料老人ホーム」に該当する場合(入浴、排せつ又は食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事の供与、健康管理の供与のうちいずれかを供与する場合)にあっては、所定の様式で作成した重要事項説明書	該当する場合 ○重要事項説明書 ※市のホームページより様式を取得できます。 【市HP ホーム > 健康・福祉 > 長寿支援 > 高齢者福祉関連施設 > 有料老人ホーム】	

(注1) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度に係る参考とすべき入居契約書は、「サービス付き高齢者向け住宅制度ホームページ(<https://www.satsuki-jutaku.jp/>)」において公開・配布されています。

(注2) サービス付き高齢者向け住宅の各居住部分の床面積を25平方メートル未満とする場合には、食堂、台所等の共同利用部分の面積の合計が、入居者(25平方メートル未満の居室の定員)1人あたり3平方メートルを乗じて得た面積を上回る必要があります。(参考様式を参照してください。)